※添付書類は、原則として返却しませんので、できるだけ写しを添付してください。

※必要な書類が添付されていない場合は、控除を受けられない場合があります。

※これは市県民税のみの申告です。所得税の確定申告ではありません。

※給与や公的年金以外の所得が２０万円以下の場合でも、市県民税の申告は必要です。

第1面

令和８年度分　市民税・県民税　申告書

控の送付が必要な方はチェックしてください　□　整理番号

横手市長　殿

（受付日付印）

提出年月日　年　月　日

現住所　横手市中央町８－２　　業種又は職業

１月１日現在の住所　　電話番号　11-1111

フリガナ

氏名　横手　太郎

生年月日　明・大・昭・平・令 50・1・1　　世帯主の氏名　　続柄

現住所・氏名・生年月日・電話番号は必ず記入してください。
「１月１日現在の住所」は、現住所と異なる場合のみ記入

3　所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除　国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の世帯内の普通徴収分の控除を　☑全額受ける　□一部（　　円）受ける
※年金からの特別徴収分は、記入なしで控除を受けられます。（横手市への納付分のみ）
□その他の社会保険料。領収書添付による。

⑮ 生命保険料控除　☑証明書または源泉徴収票添付による。　※領収書不可

⑯ 地震保険料控除　□証明書または源泉徴収票添付による。　※領収書不可

⑰～⑱ 寡婦控除、ひとり親控除　□離婚　□死別　□生死不明　□未婚のひとり親
生計を一にする子で総所得金額等が58万円以下の者（扶養親族以外）を有する場合　氏名（　　）　※他の者の扶養親族または同一生計配偶者を除く

⑲ 勤労学生控除　学校名　（　　）

⑳ 本人障害者控除　手帳の種類　☑身体　□精神　□療育　障害の程度　2　級度

⑳ 扶養障害者控除

	被扶養障害者の氏名	障害の程度	手帳の種類
1	横手　一郎	3 級度	☑身体 □精神 □療育
2		級度	□身体 □精神 □療育

㉑ ～ ㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

配偶者の氏名	生年月日	配偶者の合計所得金額
横手　花子	明・大・昭・平・令 51・1・1	600,000 円

個人番号　0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1　□ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）

㉓～㉔ 扶養控除・特定親族特別控除

	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	個人番号	控除額
1	横手　一郎	明・大・昭・平・令 16・1・1	□同居 □別居	特親 子 ○	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	45 万円
2			□同居 □別居	統柄 特親		万円
3			□同居 □別居	統柄 特親		万円
4			□同居 □別居	統柄 特親		万円

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

16歳未満の扶養親族（控除対象外）

	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	個人番号
1	横手　次郎	平・令 25・1・1	□同居 □別居	子	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3
2		平・令	□同居 □別居	統柄	
3		平・令	□同居 □別居	統柄	

別居の扶養親族がいる場合には、裏面「１２」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

㉗ 雑損控除

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	・ ・	
損害金額	保険などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
円	円	円

㉘ 医療費控除

支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額
円	円

1　収入金額等

事業	営業等	ア	円
	農業	イ	100,000
不動産		ウ	
利子		エ	
配当		オ	
給与		カ	1,500,000
雑	公的年金等	キ	
	業務	ク	
	その他	ケ	500,000
総合譲渡	短期	コ	
	長期	サ	
一時		シ	

2　所得金額

事業	営業等	①	
	農業	②	90,000
不動産		③	
利子		④	
配当		⑤	
給与		⑥	
雑	公的年金等	⑦	
	業務	⑧	
	その他	⑨	30,000
合計（⑦+⑧+⑨）		⑩	
総合譲渡・一時		⑪	
合計		⑫	

4　所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬	記入する必要はありません
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	
地震保険料控除	⑯	
寡婦、ひとり親控除	⑰ ⑱	
勤労学生、障害者控除	⑲ ⑳	
配偶者（特別）控除	㉑ ㉒	
扶養控除	㉓	
特定親族特別控除	㉔	
基礎控除	㉕	
⑬から㉕までの計	㉖	
雑損控除 □	㉗	
医療費控除 区分 □	㉘	
合計（㉖+㉗+㉘）	㉙	

地方税法附則第４条の４の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「１」と記入してください。

5　給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）
□ 自分で納付（普通徴収）

◎収入がなかった方は、裏面右下の欄に記入してください。

---

⑬社会保険料控除　横手市に納付した、世帯内の分の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の普通徴収分について、該当するものに☑し、「一部」を選択した方は金額を記入してください。
それ以外の国民健康保険、介護保険、国民年金、厚生年金、雇用保険、任意継続保険などについては領収書の写しを添付してください。
別添源泉徴収票に記載のある社会保険料については記入不要です。

⑮生命保険料控除 ⑯地震保険料控除　生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書の写しを添付してください。金額等の記入は不要です。添付する源泉徴収票に記載がある場合は記入不要です。

⑰～⑱寡婦控除、ひとり親控除　該当するものを選んで☑を入れてください。

⑳本人障害者控除　あなた自身が障害者である場合に記入してください。

⑳扶養障害者控除　あなたが扶養している方が障害者である場合に記入してください。氏名は、この欄のほかに㉑、㉓の欄にも記入してください。

㉑・㉒配偶者控除等　配偶者の氏名を記入してください。配偶者の合計所得が58万円を超える場合は、金額も記入してください。

㉓・㉔扶養控除、16歳未満の扶養親族　合計所得が５８万以下の方を扶養している場合に記入してください。１７歳以上の方は上段に、１６歳未満の方は下段に記入してください。別居している場合は、裏面の「１２」に住所を記入してください。

※扶養親族のうち、特定扶養親族（１９歳以上２３歳未満の合計所得金額が５８万円超１２３万円以下）である場合は、「特親」欄に「○」を記入し、その所得に対応する下記の控除額を記入してください。

特定親族特別控除			
５８万円超９５万円以下	４５万円	１１０万円超１１５万円以下	１１万円
９５万円超１００万円以下	４１万円	１１５万円超１２０万円以下	６万円
１００万円超１０５万円以下	３１万円	１２０万円超１２３万円以下	３万円
１０５万円超１１０万円以下	２１万円		

㉗雑損控除　災害・盗難・横領などにより住宅や家財など損害を受けた場合に金額を記入してください。

㉘医療費控除　あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他親族のために医療費を支払った場合に金額を記入し、個人ごとの医療機関ごとにまとめた明細書を必ず添付してください。領収書は添付不要です。

☑した方は返信用封筒に切手を貼り、宛先を書いて提出してください。

営業・農業・不動産収入がある方は、できるだけ収支内訳書を添付してください。確定申告書用の様式か、任意の様式（便箋などでも可）で提出してください。

ア・イ 営業・農業	営業所得や農業所得の収支計算上、専従者控除を適用した場合は、裏面１１も記入してください。
ウ　不動産	貸家、アパート、貸店舗、地代、駐車場、小作料など 必要経費がある場合は、裏面の「７」に記入してください。

収入から経費を引いた金額を記入してください。
給与・年金収入額や収支内訳書などをもとに市税務課で計算しますので、記入を省略できます。

カ　給与	源泉徴収票の写しを添付してください。源泉徴収票がない場合は、給与明細等で確認して「カ」に収入を記入してください。裏面の６も記入してください。
キ 公的年金等	公的年金のうち、遺族年金・障害者年金・老齢福祉年金以外のものです。
ク 業務	原稿料、講演料、内職、シルバー人材センター分配金などの収入を「ク」に記入してください。 必要経費がある場合は、裏面の「９」に記入してください。
ケ　その他	個人年金などを記入してください。 必要経費は裏面の「９」に記入してください。

記入内容をもとに市税務課で計算しますので、記入する必要はありません。

収入が全くなかった方や非課税収入（遺族年金・障害年金・失業保険）のみの方は、住所・氏名・生年月日・電話番号のみ記入し、裏面右下の「◎収入がなかった方へ」欄に記入してください。